

報 新 報

昭和36年4月5日発行
発行所 役場
社 会 係

★国民年金特集号★ ……必ず読んで下さい…

死亡一時金の新設など 改正される国民年金

国民年金特集号

【1】

国民年金については、いろいろな機会をとおして説明、解説されていますが、ご承知のように、この制度が完全に実施されることによつて国民のすべては必ず国が定めた、どれかの年金制度の保護を受けることになるわけです。

この制度は、すでに一年前から高齢者をはじめ障害者と母子世帯に対する福祉年金の支給を開始し、昨年からは、このように改正された国民年金の加入の受け付けをはじめ、その大半の加入をみていますが、さらにこの四月からは保険料の徴収を実施することになってい

ます。このように改正された国民年金は、その発足によつて文字どおり国民皆年金が達成され、国民すべての所得を保障するという画期的な意義をもつことになるわけです。

この制度は、すで一年前から高齢者をはじめ障害者と母子世帯に対する福祉年金の支給を開始し、昨年からは、このように改正された国民年金の加入の受け付けをはじめ、その大半の加入をみていますが、さらにこの四月からは保険料の徴収を実施することになってい

ます。このように改正された国民年金は、その発足によつて文字どおり国民皆年金が達成され、国民すべての所得を保障するという画期的な意義をもつことになるわけです。

ます。このように改正された国民年金は、その発足によつて文字どおり国民皆年金が達成され、国民すべての所得を保障するという画期的な意義をもつことになるわけです。

※拠出制年金

六十才からも受けとれる。

老齢年金は、最低十年から二十五年以上のあいだ保



老齢年金は、最低十年から二十五年以上のあいだ保

険料を納めますと年金をうける資格がついて、六十五歳から一生のあいだその納めた期間に応じた年金をうけられることになっていま

す。ところでこの年金をもつと早くうけたいと希望する人は六十歳から六十五歳までのあいだいつからでもうけることができるようになります。

このばあい六十五歳からうけるばあいの額よりも若干減額されますが、その一生うけられることにはかわりはないのです。

一年でも納めればもらえる。

老齢年金

祖母や姉にも年金がでる。

母子年金は、夫に死なれた妻が十八歳未満の子(その子が障害者の場合は二十歳未満)を養育するときにもらえることになっていま

すが、配偶者のいない祖母または姉が、孫または弟や妹と生計を同じくしていてその生計を維持していた人(夫と息子、父や祖父に先立たれ、そのご引きつづき、その祖母または姉が、孫または弟妹を養育しているばあい、こんどはその祖母や姉にも年金がでるようになります。

このばあい、養育する孫とか弟妹については、その父または生計を同じくする母のいないことが条件になります。

したが、これを準母子世帯として、母子年金の例によつて、準母子年金が支給されるのです。

半年納めると資格がつく。

国民年金は、他の年金制度と同じように老後を保障することはもちろん、万が一にも起ることが予想される事故のときの生活についても、保障できるように組まれた制度なのです。

つまり、不幸にして障害者になったときとか、母子世帯や準母子世帯になったとき

き、あるいは「みなしこ」になったばあいなどにも、それぞれ障害、母子、準母子、遺児年金などが、もらえるようになっていま

す。本人または夫、あるいは父母などが事故に落ちる前にすでに納めていない保険料を三年以上納めていないと、えなかつたのですが、こんどは六か月以上納めていればあと六か月以上免除されても、それ障害、母子、準母子、遺児年金がもらえることになりま

す。これは暫定的な措置として年金額は若干減額になりま

すが、まるまる一年以上納めていなければ、もちろん事故にあつたばあいは、いつでも年金をもらえることになっていま

す。

一時金が出る

国民年金は、社会保険として生存者のためにできて

いる所得保障制度ですが、それでも本人が万が一にも死亡したばあいのことも考慮して、そのときは死亡一時金が出る。その人の遺族に

ることになります。この場合は、条件として本人が死亡前に三年以上のあいだ保険料を納めており、また老

齢年金をはじめ、障害、母子、準母子、年金などをうけたことがあつたり、またはける資格をもつていない

き、あるいは「みなしこ」

になったばあいなどにも、それぞれ障害、母子、準母子、遺児年金などが、もらえるようになっていま

す。本人または夫、あるいは

父母などが事故に落ちる前にすでに納めていない保険料を三年以上納めていないと、えなかつたのですが、こんどは六か月以上納めてい

ればあと六か月以上免除され

ても、それ障害、母子、準母子、遺児年金が

もらえることになりま

す。これは暫定的な措置として

ということが必要になつて... 年金は遺族に...

年金は遺族に

本人がうけていた年金で... 死亡のとき...

既往症も

国民年金制度は二十歳から加入する... 既往症も...

夫の推定死亡

母子年金をうけられるばあいを例にとりますと... 夫の推定死亡...

支給範囲が

夫と死別した当時、この制度の被保険者でなかつた妻であつても、母子年金をうけるようになります...

※福祉年金

支給範囲が広められる。母子福祉年金の新設...

既往症も

障害年金

いま、すでに支給されている障害福祉年金も、またこの場合、二十歳以上の人、また二十歳になつてから生じたものを対象としております...

支給制限が

緩和される。

満七十才に達した方に老齢福祉年金が支給されますが、その手続きをいたしたか。

老齢年金の裁定請求書を提出されましたか。

満七十才に達した方に老齢福祉年金が支給されますが、その手続きをいたしたか。明治二十四年生れの方は満七十才になつた日に印鑑を持つて来て下さい。

保険料の免除

申請(届出)を受け付けします

国民年金の保険料はいよいよ四月から国民年金印紙により納めることになり...

一、当然免除を受けられる方

- 1 国民年金法に基づく拠出制の障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金をうけるとき。
2 生活保護法による生活扶助、又はらい予防法によるこれに相当する援助をうけるとき。
3 国立及び私立のらい療養所、国立脊髄療養所又は国立保養所に収容されているとき。

二、申請により免除をうけられる方

つぎのどれかに該当する場合のように、保険料を納める能力がないという申請により、認められたときその指定する期間保険料の免除をうけられます。

- 1 所得がないとき。
2 被保険者又は被保険者の世帯のなかに、生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助をうけるとき。
3 地方税法に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。
4 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。
5 その他保険料を納めることが著しく困難であると認められるとき。

- 右の申請があつたときその実情により認定するわけですが、1から4までの事情は大体町民税の均等割の非課税の場合免除され5についてはつぎの方法により判定されます。
イ、被保険者が数人の者と世帯を構えているとき。
ロ、被保険者の属する世帯の世帯員全員の前年の所得額(収入金額から必要経費を差し引いた残り)の所得及び退職所得、山林所得の合計額(の合計額(百円未満は四捨五入)を基礎と金額として、つぎに掲げるABC

必要条件として満たされれば、母子年金をうけられるわけですが、たゞ、このばあいは、老齢年金をうけていたときは該当しません。

- A その世帯主が地方税法に定める障害者又は寡婦であるときは、それぞれ二万五千円を減じ。
B その世帯の世帯員が地方税法に規定する固定資産を有しており、その評価額の合計が二〇万円をこえるときは、二〇万円をこえる額一万円に対して(一万円に満たない額は四捨五入)千四百円の割合で加へ。
C その世帯の世帯員のいづれかが結核、中風、脊髄カリエス、脳性小児麻痺、精神病その他治療に長期を要する疾病に既に一年以上又は今後一年以上療養しなければならぬ場合で、その療養者又は世帯員が一年間に五千円をこえる医療費を支出し、又は支出しなければならぬときは、五千円をこえる額(千円に満たない額は四捨五入)を減ずる(療養期間が短期のときは特別により認定)
ロ、被保険者が単身世帯を構えているとき。
次) A又はBにより認定した被保険者が長期の疾病に既に一年以上又は今後一年以上療養する場合で、一年間に四千円をこえる医療費を支出し、又は支出しなければならぬときは四千円をこえる額(千円に満たない額は四捨五入)を所得額から控除する。
A 飲食物費及び住居費が

ばあいは夫に死なれた妻が義務教育終了前の子(その子が障害者のばあいは十八歳未満)を養育するときにもらえることになつています。ところで、こんどはさす。ところで、こんどはさす。ところで、こんどはさす。

- 三、認定方法の特例
つぎのいづれかに該当するときは、被保険者の世帯員の事情を考慮して認定するイ、申請時に所得額が前年度と著しく異なるとき。
ロ、前年度又は申請時において火災、風水害、その他特別な事情のあるとき。
ハ、その他、特別な事情のあるとき。

- 四、免除を受けることのできた保険料
納付することを免除された期間の保険料で、すでに納付されているもの、又は前納されているものは納付済みとして処理し、免除による還付は行われぬ。
免除を受けた保険料を、追納の制度によつて、直ちに、あるいは十年間の間に知事の承認を受けて納付することができ、将来拠出制の老令年金を受けることができます。

納付することを免除された期間の保険料で、すでに納付されているもの、又は前納されているものは納付済みとして処理し、免除による還付は行われぬ。

★国民年金保険料免除算定表★

Table with 4 columns: 世帯人員, 免除される, 免除するか、しないか, 免除されない. Rows 2 to 12.

国民年金手帳を交付します。

近く年金手帳を交付しますから紛失しないように大切に保管しておいて下さい。保険料は毎月納入することになっていますが、三ヶ月毎に納めてもよろしいのです。手帳の交付を受けたら、その手帳の内容をよく読んで下さい。手帳の内容にまちがいがありませんでしたら手帳を持つて係までおいで下さい。

国民年金保険料前納額早見表

被保険者の年齢	前納期間										全期間前納
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
20才	1.170	2.280	3.330	4.330	5.280	6.170	7.020	7.830	8.590	9.310	23.540
21	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.590
22	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.660
23	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.720
24	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.790
25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.860
26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9.670	23.940
27	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8.970	10.060	24.020
28	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8.230	9.370	10.460	24.110
29	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7.450	8.650	9.800	10.880	24.200
30	〃	〃	〃	〃	〃	6.620	7.910	9.100	10.250	10.330	24.300
31	〃	〃	〃	〃	5.750	7.090	8.370	9.570	10.720	11.800	24.400
32	〃	〃	〃	4.830	6.250	7.590	8.870	10.070	11.220	12.300	24.500
33	〃	〃	3.860	5.360	6.770	8.120	9.390	10.600	11.740	12.830	24.620
34	〃	2.840	4.410	5.910	7.330	8.670	9.950	11.150	12.300	13.380	24.730
35	1.760	3.420	5.000	6.500	7.910	9.260	10.530	11.740	12.880	13.970	24.860
36	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	24.370
37	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	24.860
38	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	23.320
39	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	22.750
40	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	22.150
	(実例)										
	前納する期間		1年分		5年分		10年分		将来の全部の期間		
年齢	前納額	普通に納める額	前納額	普通に納める額	前納額	普通に納める額	前納額	普通に納める額	前納額	普通に納める額	
20才の人	1.170	1.200	5.280	6.000	9.310	12.000	23.540	63.000			21.510
50才の人	1.170	1.200	5.280	6.000	11.330	15.000	24.300	51.000			20.840
40才の人	1.760	1.760	7.910	9.000	13.970	18.000	22.150	36.000			20.130
50~54才の人							13.970	18.000			19.390
50~54才											18.600

注 被保険者の年齢については昭和36年4月1日現在の満年齢です。
 実際に前納する場合は月数によって計算しますので一部小さくなります。
 前納するには、前納申込書を市町村に出しますと、後日、納付書が送られてきますから、それをもって日銀支店または代理店あるいは郵便局などで払い込んでください。万一死亡したり他の公的年金制度に移つたような場合など、被保険者でなくなつたときも、その後の分は還付されますから心配はいりません

年金額表 保険料...20才~34才(100円) 35~59才(150円)

保険料納付済期間	老齢年金	障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	保険料納付済期間	老齢年金	障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金
3年以上		24.000	19.200	7.200		25年以上26年未満	24.000	24.000	19.200	7.200	12.000
10年以上11年未満	12.000	24.000	19.200	7.200	6.000	26年〃27年〃	25.200	25.200	19.200	7.200	12.600
11年〃12年〃	12.600	24.000	19.200	7.200	6.300	27年〃28年〃	26.400	26.400	19.200	7.200	13.200
12年〃13年〃	13.200	24.000	19.200	7.200	6.600	28年〃29年〃	27.600	27.600	19.200	7.200	13.800
13年〃14年〃	13.800	24.000	19.200	7.200	6.900	29年〃30年〃	28.800	28.800	19.200	7.200	14.400
14年〃15年〃	14.400	24.000	19.200	7.200	7.200	30年〃31年〃	30.000	30.000	19.800	7.500	15.000
15年〃16年〃	15.000	24.000	19.200	7.200	7.500	31年〃32年〃	31.200	31.200	20.400	7.800	15.600
16年〃17年〃	15.600	24.000	19.200	7.200	7.800	32年〃33年〃	32.400	32.400	21.000	8.100	16.200
17年〃18年〃	16.200	24.000	19.200	7.200	8.100	33年〃34年〃	33.600	33.600	21.600	8.400	16.800
18年〃19年〃	16.800	24.000	19.200	7.200	8.400	34年〃35年〃	34.800	34.800	22.200	8.700	17.400
19年〃20年〃	17.400	24.000	19.200	7.200	8.700	5年〃36年〃	36.000	36.000	22.800	9.000	18.000
20年〃21年〃	18.000	24.000	19.200	7.200	9.000	36年〃37年〃	37.200	37.200	23.400	9.300	18.600
21年〃22年〃	19.200	24.000	19.200	7.200	9.600	37年〃38年〃	38.400	38.400	24.000	9.600	19.200
22年〃23年〃	20.400	24.000	19.200	7.200	10.200	38年〃39年〃	39.600	39.600	24.600	9.900	19.800
23年〃24年〃	21.600	24.000	19.200	7.200	10.800	39年〃40年〃	40.800	40.800	25.200	10.200	20.400
24年〃25年〃	22.800	24.000	19.200	7.200	11.400	40年	42.000	42.000	25.800	10.500	21.000